

障害者雇用 水増し国28機関 3700人

第三者委報告 93%手帳なし

中央省庁による障害者雇用の水増し問題で、厚生労働省が設置した第三者検証委員会（委員長＝松井巖・元福岡高検検事長）は22日、報告書を政府へ提出した。昨年6月の時点で、本来は障害者にカウントできない職員を計上したケースは国の28行政機関で計3700人に上ることが判明。制度対象外の職種や退職者を含めるなど、障害者雇用に関する各省庁の意識の低さが浮かび上がった。

報告書によると、3700人の不適切計上のうち、93%にあたる3426人が、障害者手帳など客観的に障害を確認できる資料を所持していなかった。各省庁では、前任者からの引き継ぎや人事調書などをもとに独自の解釈で障害者として判断しており、こうした運用は遅くとも1997年から行われていたという。法務省では、制度の対象外となる刑務官と入国警備官計109人を含めていた

ほか、国土交通省では、退職した障害者74人（死亡者を含む）を在職する障害者として計上していた。昨年6月時点の国の機関の法定雇用率は2・3%だが、不適切な計上を除外した結果、実際には1・18%にとどまった。報告書は「法定雇用率を達成するため、恣意的に解釈された基準で不適切な償行を続けてきた」と国の姿勢を批判。この日、記者会見した松井委員長は「各機関は深く反省

してほしい」と述べた。

◆ 厚生労働省は22日、全国の自治体の障害者雇用数についても、昨年6月時点で3809・5人の不適切計上があったと発表した。短時間勤務者らを「0・5人」とカウントした。当時の法定雇用率は2・252・3%だったが、全体平均で2・16%に下がった。報告書要旨14面、関連記事3・31面▽

自治体16% 別に採用枠

全国の自治体でも障害者

雇用数で3809・5人の不適切計上があったことが明らかになったが、自治体の約16%は、職員採用試験で健常者とは別に障害者採用の枠を設け、法定雇用率を守る仕組みが整っている。総務省によると、2016年度時点で、すべての都道府県と政令市、214区市町村は障害者採用枠を設けている。

障害者の能力を生かす独自の取り組みを実施している自治体もある。千葉市では、知的・精神障害者らが担当できる業務を、市の各部署から請け負う「チャレンジオフィスちばし」を13年6月に設置した。常駐する社会福祉施設のOB職員らの助言を受けながら業務を行う。就労能力を高めてもらう狙いもあり、これまでに5人が民間に就職している。現在は10〜30歳代の男女6人が勤務し、郵送物やポスターの封入といった作業を担当している。